

平成27年2月5日

## 酒税について

2月4日は立春でした。立春は正確には春が立つ、という意味で、立春を迎えた頃から気温の底はピークを過ぎ、徐々に春めいた気温や天気が変わっていく、ということなのです。まだまだ寒い日はやってくると思いますので、風邪を引かないように気をつけていただきたいと思います。

本日は酒税についてお話をしたいと思います。

さる1月26日にサッポロビールが、酒税115億円の返還を国税当局に求めました。過去に販売したビール系飲料「極ゼロ」が、税率の低い第三のビールだと国税当局に認められない可能性が出たため、酒税の差額を自主納付していました。その後の社内調査で第三のビールだったと確証が得られたとして、返還を求めたものである。

酒税は、酒税法に基づき、酒類に対して課される国税であります。消費税と同様に、間接税、流通税に分類されるものであります。

同法の酒類とは、アルコール分1%以上の飲料とされ、薄めてアルコール分1%以上の飲料とすることができるもの、または、溶解してアルコール分1%以上の飲料とすることができる粉末状のものを含むもの、とされています。

酒類は普遍的な嗜好品であり、消費量も多く税収を確保しやすいこと、また、あまり大量の消費は社会秩序の面からも好ましくないことなどから、高率の税を課されることが多く、世界各国において、所得税にとってかわられるまでは、税制の中心を占めていた。日本においても明治初期には地租が国税収入の多くを占めていたが、その後酒税の割合の上昇が著しく、1899年（明治32年）には地租が32.5%で、酒税が35.5%と地租を上回るに至った。戦後においても主要国税として地方交付税の財源は所得税、法人税、酒税の32%に定められていたが、国税総額に占める酒税の比率は、1930（昭和5）年で19.8%、1950（昭和25）年18.5%、1960（昭和35）年13.8%、1970（昭和45）年7.9%、1980（昭和55）年5%、1990（平成2）年3.1%、2000（平成12）年3.4%と低下傾向にある。

酒税法上では酒類は、大分類として発泡酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類の4種類に分けられ、さらに中分類として清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、みりん、ビール、ウィスキー、ブランデー、発泡酒等の17種類に分類される。酒類免許は種類別、品目別になっているため、例えばウィスキーの免許で、ブランデーを造ることはできない。

税率は、種類・品目別に、担税力に応じて細かく設定されている。一般に、アルコール分が高いほど税率が高くなる。清酒ならアルコール分が22度未満で、1キロリットル当たり120,000円です。焼酎ならアルコール分が25度より1度上がるごとに10,000円高くなり1度

下がるごとに 10,000 円低くなる。

しかし一方で、ビールや果実酒のようにアルコール分にかかわらず定額になっているものもあります。酒税は 350 ミリリットルでビールは 77 円、発泡酒は 47 円、第三のビールは 28 円です。

ビールの酒税がアルコール分の割に突出して高く設定されており、国民の健康を考える上ではビールを始めとしたローアルコール飲料の酒税をもっと優遇すべきではないかとの意見が根強い。その偏った税制のため、発泡酒や第三のビールといったカテゴリーが生まれたのです。

ビールは、日本の法律では原料における麦芽の使用率が 67% 以上である必要があります、66% 以下だと発泡酒に分類されます。その中で 25% 未満の場合に酒税が最も安くなります。そして、発泡酒に区分されないビール風酒類が開発され、それが第三のビールです。

今回のサッポロビールの申し入れに対して、他のビールメーカーは国税当局の判断を注視しているようです。